

禁煙外来開設について



当院では、地域がん診療連携拠点病院として、肺がん等の罹患リスクの高い喫煙者の方を対象に、保険適応による**禁煙外来を平成28年4月からスタートしております**。これは、喫煙を単なる習慣や嗜好と考えるのではなくニコチン依存症という病気としてとらえ、必要な治療を行うという考えに基づいたものです。一定の条件を満たした喫煙者の方なら、どなたでも受診していただくことが可能です。

喫煙は、肺がんをはじめとする多くのがんを引き起こすほか、心血管・呼吸器などの疾患の発生に関与しています。当院では、禁煙したいがなかなか禁煙に成功しない、といったお悩みの皆様に医学的な面からサポートさせていただきます。ぜひ、お気軽に当院の禁煙外来にお越しください。

- ① 担当医師：齊藤 道也 医師（みちや内科胃腸科）
- ② 診察日：毎月第2・第4木曜日 10:00～12:00（予約制）
- ③ 診察場所：本館1階 産婦人科ブース

👉 健康保険で禁煙外来を受診するためには・・・

禁煙治療の保険診療には基準が設けられており、次の1～5を満たした方のみがその対象となります。

1. スクリーニングテストでニコチン依存症と診断されたもの
2. 35歳以上の方にあっては、1日の平均喫煙本数×これまでの喫煙年数が200以上であること
3. ただちに禁煙を始めたいと思っていること
4. 3ヶ月に5回の診療プログラムを必ず受診できること
5. 禁煙治療について説明を受け禁煙治療を受けることに文書で同意していること

